職員に対する福利厚生事業の実施状況

穂高広域施設組合

地方公共団体が実施する福利厚生事業については、民間企業と同様、地方公務員法第42条に基づき、地方公共団体が雇用主として実施しています。

これについては、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（平成17年 3月29日総務事務次官通知）や「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」（平成18年8月31日総務事務次官通知）において、「職員に対する福利厚生事業について、住民の理解が得られるものとなるよう、点検・見直しを行い、適正に事業を実施すること。」「また、人事行政運営等の状況の公表の一環として福利厚生事業の実施状況等を公表すること。」とされています。

この指針等を踏まえ、福利厚生事業実施状況及び公的負担金等を下記に公表いたします。

1. 互助会について

当組合では、共同互助会である**長野県市町村職員互助会**に加入をし、職員に対する福利厚生事業を実施しております。

長野県市町村職員互助会は、県内の市町村や一部事務組合等で組織されており、職員から毎月徴収した掛金と、公費負担金により運営されています。

2. 掛金及び負担金率 （令和8年4月1日現在）

給料月額 × 2.8 ÷ 1,000 ＝ 職員個人掛金徴収額

給料総額 × 2.3 ÷ 1,000 ＝ 公費負担金額

3. 公費を伴う個人給付事業

令和 8年 4月 1日現在

事業区分	事業内容
生活安定支援事業	療養見舞金
次世代育成支援事業	結婚祝金、出産祝金、入学・卒業祝金
健康増進支援事業	体力向上等助成金、健康増進助成金、メンタルヘルス事業
生活設計支援事業	退会一時金、リフレッシュ助成金、生活支援助成金

4. 互助会等に対する公費負担額（年額）

	公費負担額	公費負担率	職員数	職員1人当りの公費負担額
令和3年度	89,952円	45.1%	10名	8,995円
令和4年度	84,492円	45.1%	9名	9,388円
令和5年度	85,743円	45.1%	9名	9,527円
令和6年度	80,751円	45.1%	8名	10,094円
令和7年度	74,577円	45.1%	7名	10,654円

※ 公費負担額には、互助会等の事務費・人件費等に充当している負担額が含まれています。